

(6) 門真市立第三中学校：学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校生徒が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない、学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、生徒や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。しかし、一度いじめが起これば、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた生徒、傍観していた生徒も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることになります。

本校では、教育目標として『【心を磨く】感じる心、思いやる心をもち、誠実に生きる生徒の育成』『【知性を磨く】自ら学び、深く考え、創意工夫する生徒の育成』『【身体を磨く】元気で、粘り強く、そしてたくましく社会を生きぬく生徒の育成』を掲げ、「感性を育み、あらゆることを自分のこととして想像できる豊かな心の涵養」「授業づくりへの工夫を通し授業力をアップさせ、生徒の確かな学習力の獲得」「目的をもち楽しい学校づくりを目指した教育活動の精選と推進及び生徒会活動の活性化」「不登校生徒への手立てと新たな不登校生徒を生み出さない取組」の4つを教育の重点として教育を行っています。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策検討委員会」

(2) 目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

(3) 構成員

学校長、教頭、生徒指導主事、児童・生徒支援 Co、養護教諭、学年代表等

※必要に応じて外部専門家(S C、S S W、学校医等)をメンバーに加えます。

(4) 役割

- ・いじめ事象に対応するうえで「いじめ防止対策委員会」を組織し、チームとして組織的に対応するようにします。
- ・(3)の構成員が密に連絡を取り、複数対応を心掛け、情報を速やかに学校全体のものとする様に取り組みます。(事実または疑い発見→すぐに身近な先生と複数確認(できるだけ担任を含める)→学年生徒指導部→生徒指導主事→いじめ対策委員会のメンバーに連絡。)
- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの加害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正を行う役割

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にする感性や意欲・態度を育てる道徳・人権教育の充実を図るとともに勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、生徒一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながりを確かめることができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・生徒の欠席状況、理由などを正確に把握し、それがいじめから来るものなのかを敏感に感じ取れるように取り組みます。
- ・いじめ未然防止のために、必要に応じてケース会議などをおこない、生徒の様子把握に努めるようにします。
- ・学級内の班などを活用し生徒同士がつながっていくように取り組みます。
- ・開発的生徒指導の観点から、自己肯定感を育む行事の設定を企画していきます。
- ・特別の教科道徳の時間を中心に、いじめを許さない雰囲気が学校内に生まれるよう取り組みます。
- ・各教科の指導の中においても、いじめを念頭に置いた指導を心掛けていきます。
- ・教職員の人権意識をはぐくむ研修を計画実施していきます。

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・ いじめアンケートを実施（年三回）し、アンケート後は教育相談などの機会を設け、生徒の様子を掴むようにします。
- ・ いじめの疑いがある場合は、情報収集を速やかに行い、学年生徒指導代表・生徒指導主事・管理職へ報告し、管理職はすぐに対策委員会を開くこととします。

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの生徒への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。生徒の気持ちを受け止めて、的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることになります。

そのため、本校では以下のような取組を進めます。

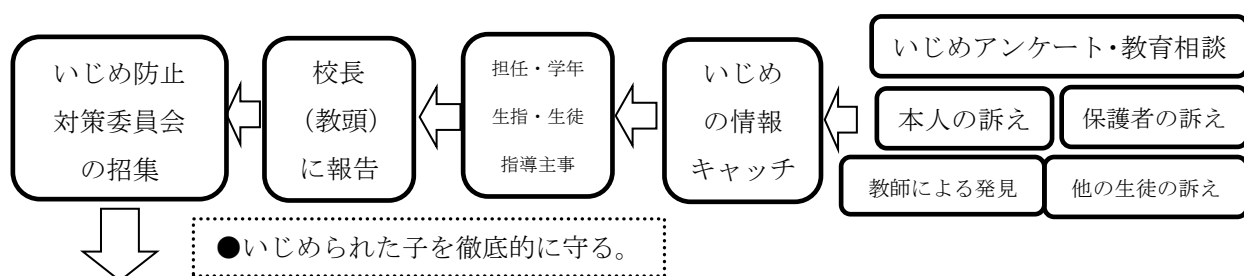
- ・ いじめ対策の校内組織を設置します。
- ・ 子どもの主体性を尊重するとともに、まず子どもの話を十分に聞きます。
- ・ いじめを受けた生徒および保護者への支援を「いじめ対策委員会」が中心となって対応します。
- ・ いじめを行った生徒への指導、および保護者に対しての助言を「いじめ対策委員会」が中心となって行います。
- ・ いじめを行った集団への指導、および傍観者的な集団への指導を行います。
- ・ いじめへの対応の後、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認します。
- ・ 解決後も、学校全体で継続的に見守り、いじめの再発がないか検証します。

7. 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ対策防止委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。

8. 組織的ないじめ対応の流れ



情報共有の手順および情報共有すべき内容（いつ・どこで・誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある

